

大学医学部の入学定員増について

1 緊急医師確保対策（平成 19 年 5 月 31 日 政府・与党）

医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加を行う。

2 「緊急医師確保対策」に関する取組

（平成 19 年 8 月 30 日 地域医療に関する関係省庁連絡会議）

医師確保が必要な地域や診療科に医師を確保・配置するための緊急臨時的な医師養成増

都道府県が指定する医師が不足する医療機関で勤務する医師の確保・配置に資するよう、原則として、平成 21 年度から 9 年間、医師養成数の暫定的な増加（各都道府県 最大 5 名、北海道 15 名）を実施。

都道府県の講ずるべき措置等

- ・ 都道府県は、知事の指定する医師確保が必要な医療機関で原則 9 年間以上従事することを返還免除の条件とする奨学金（学費及び生活費相当額）を設定。
- ・ 都道府県は、上記奨学金を活用した医師の確保・配置に資するよう、地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定・実施を大学医学部に依頼。
複数の大学で希望がある場合には、都道府県は地域医療対策協議会【愛知県においては「医療審議会医療対策部会」】で協議の上承認を得るなど透明性のある方法で依頼先を決定することが必要。その際、5 人の範囲内で複数の大学に依頼することは可能。

緊急医師養成増の期間の終了後の医師養成数の取扱い

今回の緊急医師養成数増は、あくまでも、一定期間に限り、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨で行うものであるが、緊急医師養成増を行った都道府県において、養成増に見合っ医師の定着数の増加が図られたと認められる場合に限り、前倒しの趣旨にかかわらず、緊急医師養成増の期間の終期後も、当該都道府県における緊急医師養成数増を講じる前の養成数（現行の養成数）を維持できる。

なお、「養成増に見合っ医師の定着数の増加が図られたと認められる」か否かの基準は、当該都道府県における医師の定着状況の動向（当該都道府県外出身者も含めた臨床研修修了後の当該都道府県内定着状況等）やその要因分析など、今後の諸状況を総合的に勘案することになるものと考えられる。

本県における大学医学部の入学定員増について

対応案

平成21年度から本県で5名の定員増を行うこととし、内訳としては名古屋大学医学部3名、名古屋市立大学医学部2名とする。

県内4大学に定員増に関する意向を照会したところ、名古屋大学医学部及び名古屋市立大学医学部から最大5名の対応が可能との回答を得た。

定員増の両大学の内訳は、現在の医学部定員数の割合を勘案した。

大学名	対応意向	定員増(案)	現在の1年次医学部入学定員数
名古屋大学	意向あり(増員可能人数5名)	3名	95名
名古屋市立大学	意向あり(増員可能人数5名)	2名	80名
藤田保健衛生大学	なし		
愛知医科大学	なし		